

大仙市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成17年大仙市水道局告示第3号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正前 | 改正後 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>（主任技術者の選任等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、<u>1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</u></p> | <p>（主任技術者の選任等）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、<u>選任しようとする者が同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときは、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u></p> | |